

平成 29 年 9 月 22 日

〔 外 務 省 〕
〔 財 務 省 〕
〔 経 済 産 業 省 〕

国連安保理決議第 2375 号の実施のための資産凍結等の措置の対象者の拡大について

我が国は、これまで北朝鮮の核関連計画等に関する国際連合安全保障理事会決議（以下「決議」という。）第 1695 号、第 1718 号、第 1874 号、第 2087 号、第 2094 号、第 2270 号、第 2321 号、第 2356 号及び第 2371 号等に基づき、北朝鮮の核関連計画等に対する累次の措置を講じてきた。

今般、北朝鮮が 9 月 3 日に 6 回目となる核実験を強行したこと等を受けて採択された決議第 2375 号を踏まえ、資産凍結等の措置の対象者を以下のとおり拡大することとする。

○ 資産凍結等の措置

我が国は、今般、決議第 2375 号に基づき、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として新たに 3 団体・1 個人が追加指定されたことに伴い、これらに対する外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づく資産凍結等の措置を講じることとする。

（1）措置の内容

外務省告示「北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件の一部を改正する件」（9 月 22 日公布）により指定される者に対し、外為法に基づく以下の措置を 9 月 22 日から実施する。

① 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

② 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

（2）対象者

別添参照

連絡・問い合わせ先

外務省アジア大洋州局北東アジア課

TEL 03-5501-8000 内線 2414

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 5289

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○追加される北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者

【団体】

(51) セントラル・ミリタリー・コミッション・オブ・ザ・ワーカーズ・パーティー・オブ・코리아

(別称：シー・エム・シー)

CENTRAL MILITARY COMMISSION OF THE WORKERS' PARTY OF KOREA

(a. k. a. CMC)

所在地：北朝鮮平壤特別市

(52) オーガナイゼーション・アンド・ガイダンス・デパートメント

(別称：オー・ジー・ディー)

ORGANIZATION AND GUIDANCE DEPARTMENT

(a. k. a. OGD)

所在地：北朝鮮

(53) プロパガンダ・アンド・アジテーション・デパートメント

(別称：ピー・エー・ディー)

PROPAGANDA AND AGITATION DEPARTMENT

(a. k. a. PAD)

所在地：北朝鮮平壤特別市

【個人】

(63) パク・ヨンシク

PAK YONG SIK

役職：セントラル・ミリタリー・コミッション・オブ・ザ・ワーカーズ・パーティー・オブ・코리아の委員

Member of Central Military Commission of the Workers' Party of Korea

生年月日：1950年

国籍：北朝鮮